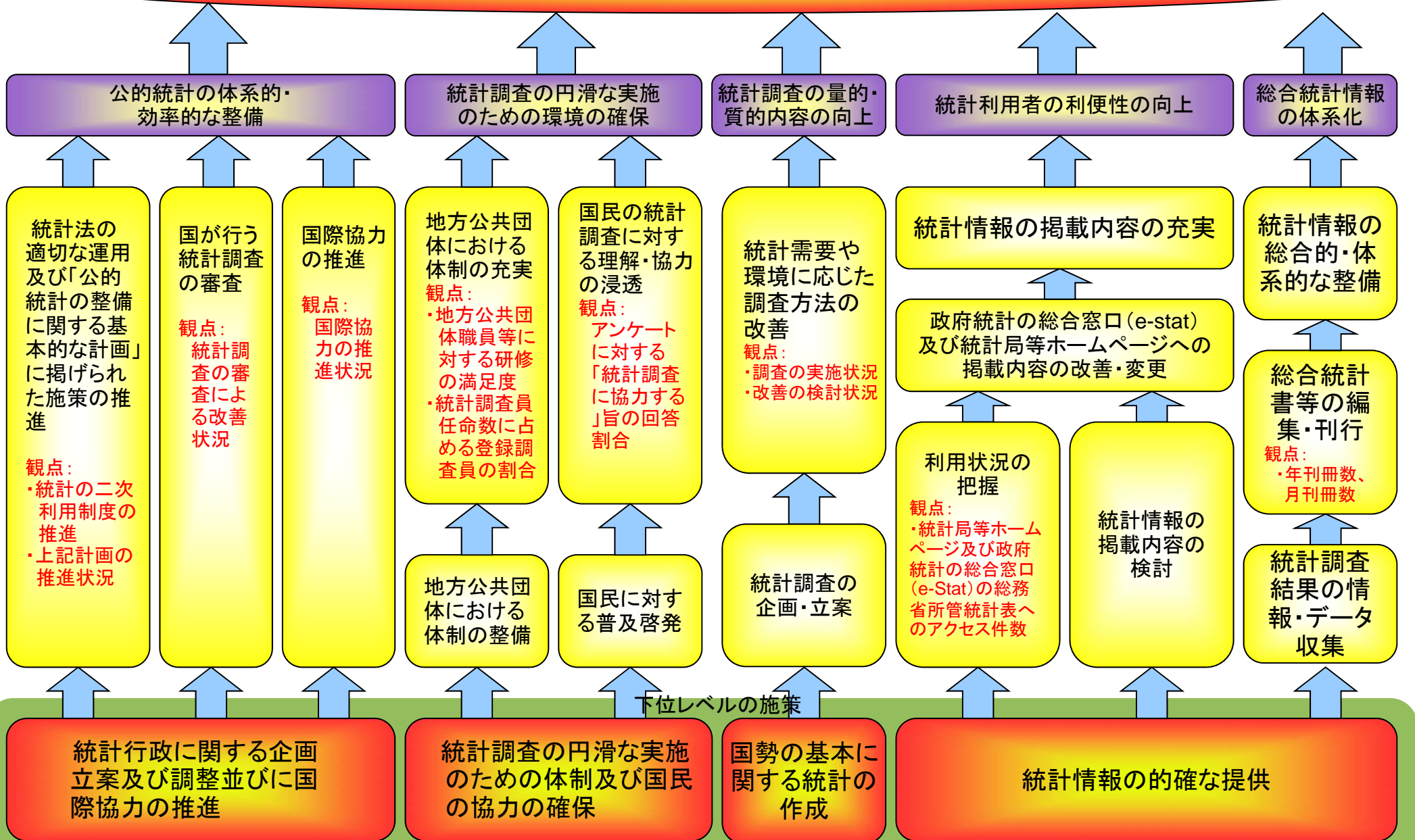


# 政策19 公的統計の体系的な整備・提供

## 基本目標

公的統計の体系的かつ効率的な整備・提供を推進する。特に、平成21年4月に全面施行された統計法(平成19年法律第53号)の適切な運用及び平成21年3月に閣議決定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」に掲げられた施策を着実に推進する。また、統計需要や調査環境の変化に応じた調査の改善について検討する。

## 公的統計の体系的な整備・提供を通じた国民経済の発展及び国民生活の向上



(統計企画管理官、統計審査官、国際統計管理官)

(統計企画管理官)

(統計調査部)

(統計情報システム課)

(統計研修所)